

## 社会福祉法の一部改正への対応等について

- 改正社会福祉法は平成29年4月1日から施行されますが、一部の規定は平成28年4月1日から施行されています。

### 《平成28年4月1日から施行されている主な規定》

#### 1 事業運営の透明性の向上（第59条の2）

##### ① 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

《閲覧対象書類》閲覧の対象として、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事意見書に加えて、法人定款、現況報告書が追加されました。

《閲覧請求者》利害関係人に限定せず、国民一般に拡大されました。

※ 所轄庁への届出書類も、改正法に明記・追加されました。

##### ② 貸借対照表、収支計算書、現況報告書、定款の公表に係る規定の整備

これまで通知で義務付けられていた上記書類の公表が、法律で明記されました（ただし、定款は、公表対象として新たに追加されました）。

#### 2 特別の利益供与の禁止（第26条の2）

社会福祉法人は、事業の実施に当たり、理事、監事、評議員、職員など法人の関係者に対して、特別の利益を与えてはいけません。

#### 3 地域における公益的な取組を実施する責務の明確化（第24条）

社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するよう努めなければいけません。 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

#### 4 社会福祉法人に対する勧告・公表に係る規定の整備（第30条・第56条）

社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督の仕組みが見直され、社会福祉法人に法令・定款違反があった場合は、改善勧告を行うことができ、さらに改善勧告に従わない場合は、公表できることになりました。

## 《平成29年4月1日から施行される主な規定》

### 1 評議員会の必置及び各機関の役割の変更

#### ① 評議員会・評議員

- ・ 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とします。(第36条・第45条の8)
- ・ 評議員と理事・職員との兼職は禁止されます。(第40条)
- ・ 定数は理事定数を超える数(理事定数は6人以上となっているため、7人以上)。ただし、経過措置として小規模法人は3年間に限り4人で可。(附則第10条)。
- ・ 任期は4年(定款で「6年以内」としても可)。(第41条)

#### ② 理事・理事長・理事会(第45条の13~17, 20~22)

- ・ 理事会を、業務執行に関する意思決定機関として位置付けています。
- ・ 理事等の義務と責任が規定されました(損害賠償責任等)(第45条の20)。
- ・ 定数は6人以上。任期は2年以内(定款で短縮可)。(第44条第3項, 第45条)

#### ③ 監事(第45条の18)

- ・ 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。
- ・ 定数は2人以上。任期は2年以内(定款で短縮可)。(第44条第3項, 第45条)

#### ④ 会計監査人(第37条)

- ・ 一定規模以上の法人に対し、会計監査人による監査が義務付けられました。

#### ⑤ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備(第40条, 第44条)

### 2 役員報酬基準の作成及び公表(第45条の35, 第59の2)

社会福祉法人に対して、役員等及び評議員に対する報酬の支給の基準の作成が義務付けられました。支給の基準は、民間事業者の状況、法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような基準を定める必要があります。また、支給の基準は評議員会の承認、所轄庁への届け出、公表が義務付けられています。

### 3 「社会福祉充実計画」の作成・実施（第55条の2）

再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（「社会福祉充実計画」）の作成が義務付けられました。

計画作成の手順は次のとおりとなっています。

#### ① 「社会福祉充実残額」の明確化

社会福祉法人は、毎会計年度、純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化します。

※ 「事業継続に必要な財産」として想定されるもの（詳細は今後検討）

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕に必要な資金
- ・必要な運転資金
- ・基本金、国庫補助等特別積立金

#### ② 「社会福祉充実計画」の作成

「社会福祉充実残額」がある場合は、「社会福祉充実計画」を作成する必要があります。なお、実施する事業は、①社会福祉事業又は公益事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討することになっています。（※）

※ ①の「社会福祉事業又は公益事業」とは

- (1) ①の社会福祉事業は、第1種社会福祉事業（法第2条第2項）、第2種社会福祉事業（同条第3項）。
- (2) ①の公益事業は、社会福祉事業と実質的に同じ機能を担う事業であるが、小規模事業のため、社会福祉事業に含まれないとされている事業（ただし、第2種社会福祉事業については、同条第3項第1号（生計困難者に対する相談事業）～第9号（無料低額診療事業）の事業が対象）。（法第55条の2第4項第1号）

※ ②の「地域公益事業」とは

- ②の地域公益事業は、上記(2)の公益事業を除く公益事業で、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する公益事業。（法第55条の2第4項第2号）

#### ③ 「社会福祉充実計画」の承認等

計画の作成に当たっては、公認会計士等財務に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴く必要（地域公益事業の計画については、住民等関係者の意見も聴く必要）があります。また、評議員会の承認、所轄庁の承認を受ける必要があります。

### 4 情報公開の対象範囲の更なる拡大（第34条の2、第45条の32、第45条の34、第59条の2）

- ・平成29年4月からはさらに閲覧対象書類が拡大され、法人定款、現況報告書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事意見書に加えて、役員等名簿、役員報酬基準も新たに閲覧対象とされ、何人も閲覧の請求ができ、請求があった場合は正当な理由なく拒んではならないこととされています。
- ・また、上記書類については、ホームページ等を活用して公表する必要があります。

- 社会福祉法人においては、平成28年4月1日から施行されている規定への対応以外に、平成29年4月1日からの本格施行に向け、次のような作業が必要になります。

《平成29年4月1日からの本格施行に向け、平成28年度に想定される作業》

**1 定款の変更**

既存の法人は、平成29年4月1日までに定款を変更し、所轄庁の認可を受ける必要があります。定款の変更には、①所轄庁の変更に関するものと、②定款記載事項の追加（評議員・役員に関する事項等の追加）に関するものがあります。

**① 所轄庁の変更に伴う定款変更**

次に該当する社会福祉法人は所轄庁が変更となります。速やかに理事会の承認を得て、変更後の所轄庁に必要な定款変更の手続きを行う必要があります。

- ・ 2以上の都道府県で事業を行っている法人

国所管→鹿児島県（主たる事務所を置く都道府県）所管に変更

（※全国的に事業を行うことを目的とする法人その他省令で定める法人を除く）

**② 定款記載事項の追加に伴う定款変更**

改正社会福祉法では、定款に定めるべき事項として、評議員や役員等に関する事項及び理事会に関する事項が追加されています。（第31条1項）

すべての社会福祉法人が、今後、改正社会福祉法に沿った定款準則が国から示された後、理事会の承認を受けて定款を変更し、平成29年4月1日までに所轄庁の認可を受ける必要があります。（附則第7条）

なお、認可を受けた定款の変更は平成29年4月1日から効力を生じます。

[改正社会福祉法で規定する定款記載事項]

- ①目的
- ②名称
- ③社会福祉事業の種類
- ④事務所の所在地
- ⑤評議員会及び評議員に関する事項
- ⑥役員（理事・監事）の定数その他役員に関する事項
- ⑦理事会に関する事項
- ⑧会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ⑨資産に関する事項
- ⑩会計に関する事項
- ⑪公益事業を行う場合には、その事業
- ⑫収益事業を行う場合には、その種類
- ⑬解散に関する事項
- ⑭定款の変更に関する事項
- ⑮公告の方法

※下線は変更又は新たに加えられた事項

設立当初の役員、評議員等は、定款で定める必要があります。（第31条3項）

## 2. 評議員の選任

現評議員の任期は平成29年3月31日に満了するため（附則第9条）、平成28年度中において、上記1の②の定款変更の認可を受けた後に、定款で定めた方法により新しい評議員を選任する必要があります。

### ① 評議員の資格等

- ・ 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の中から定款の定めにより選任することとされています。（法第39条）
- ・ 次に掲げる者は評議員となることができません（第40条1項）。

#### [評議員の資格（欠格事由）]

- ・ 法人
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 社会福祉法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（※）
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

※ 社会福祉法等：社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法

- ・ また、評議員には次のような条件が課せられています。（第40条2項～5項）

#### [評議員に課せられている条件]

- ① 役員（理事・監事）及びその法人の職員は兼務できない。
- ② 理事の数より多くなければならない（理事の数は6名以上）  
※小規模法人については、3年間は4名以上とする経過措置あり。
- ③ 評議員のうちには、各評議員について、配偶者及び三親等内の親族その他各評議員と省令で定める特殊の関係がある者がいてはならない。
- ④ 評議員のうちには、役員（理事・監事）の配偶者又は三親等内の親族その他各役員と省令で定める特殊の関係がある者がいてはならない

- ・ 評議員の候補例として、例えば次のような人材が想定されます。

#### [評議員の候補となる人材の例]

- ・ 社会福祉事業や学校などその他の公益事業の経営者
- ・ 社会福祉に関する学識経験者（大学教員等）
- ・ 社会福祉法人に関与したことがある弁護士、公認会計士、税理士
- ・ 地域の福祉関係者（民生委員・児童委員）
- ・ 退職後一定期間の経過した社会福祉法人職員OB
- ・ 地域の経済団体が適切なものとして推薦する者

（出典：厚生労働省説明会資料）

## ② 評議員の選任方法

評議員会は、これまで任意の諮問機関として位置付けられていましたが、改正社会福祉法の本格施行以降（平成29年4月1日以降）、評議員会は法人運営の基本ルール・体制の決定、事後的な監督を行う機関として位置付けられ、必置の議決機関となります。

このため、評議員の選任に当たっては、法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要となっています。

また、現評議員の任期が平成29年3月31日に満了するため、平成28年度中に新しい評議員の選任をしておく必要があります。

選任方法について、公益財団法人のモデル定款例では、中立的な選定委員会を設置して選任する方法となっています。

### 公益財団法人モデル定款例【内閣府（H21.11改訂版）】による場合

年度	スケジュール
平成28年度	<p>※所轄庁変更に伴う定款変更（該当する法人のみ）</p> <p>理事会で定款変更案を決定 → 所轄庁による認可</p> <p>↓</p> <p>理事会による評議員選定委員会の設置、委員選任</p> <p>↓</p> <p>理事会による評議員候補者の推薦</p> <p>↓</p> <p>理事会による推薦理由の説明</p> <p>↓</p> <p>選定委員会による審議・決議</p> <p style="text-align: right;">3/31 現評議員の任期満了</p>
平成29年度	<p style="text-align: right;">4/1 新評議員の任期開始</p> <p>理事会の開催（現役員による開催） （決算承認、社会福祉充実計画案の決定等）</p> <p>↓</p> <p>評議員会の開催</p> <p style="text-align: right;">現役員任期は評議員会まで</p> <p>（新役員等選任、決算、役員報酬基準、社会福祉充実計画の承認等）</p> <p>↓</p> <p>理事会の開催（新役員による開催） （理事長の選任等）</p>

### 3 新役員等候補の選定

既存の役員（理事及び監事）の任期は、平成29年4月1日以降に開催される最初の定時評議員会の終結の時までとなります。（附則第14条）

なお、定時評議員会は、会計年度終了後一定の時期に招集する必要があります。（第45条の9第1項）

従って、最初の定時評議員会において、新しい理事と監事の候補を提案して承認を得る必要があります。平成28年度のうちに候補者を選定しておく必要があります。

選考に当たっては、改正社会福祉法で理事や監事の権限や責任に係る規定が整備されていますので、改正社会福祉法の下での業務と責任の理解を求めた上で、法人の運営する事業に深い知識や経験のある人材を選定することが重要となっています。

また、一定の事業規模以上で会計監査人を置かなければならない法人は、評議員会の決議を得て会計監査人を選任する必要があります。

このため、最初の定時評議員会までに候補となる公認会計士又は監査法人を選定しておく必要があります。

### 4 社会福祉充実計画への対応

社会福祉法人は、純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）がある場合は、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（「社会福祉充実計画」）を作成しなければいけません。

各法人は、「社会福祉充実残額」について精査を行った上で、「社会福祉充実計画」を作成する必要がある法人は、計画を作成し評議員会の承認を受けた後、会計年度終了後3月以内に所轄庁への承認申請を行う必要があります。

また、計画作成に当たっては、公認会計士等財務に関する専門的な知識経験を有する者の意見を（地域公益事業の計画については住民等関係者の意見も）聴く必要があります。

従って、計画の作成が必要となる場合に備えて、平成28年度のうちから、再投下可能な財産額の状況等について把握しておく必要があります。

### 5 役員報酬基準の作成・公表への対応

改正社会福祉法の本格施行以降、社会福祉法人に対して、役員等及び評議員に対する報酬の支給の基準の作成が義務付けられましたので、基準作成のための作業が想定されます。

なお、支給の基準は、省令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬や従業員の給与、その法人の経理状況やその他の事情を考慮して、不当に高くなならないような基準を定める必要があります。（第45条の35第1項）

また、支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（同条第2項）、毎会計年度終了後3月以内に所轄庁に届け出（第59条）、閲覧・公表しなければなりません。（第59条の2第1項ほか）。